

## 仕 様 書

### 1 件 名

クレジットカード利用契約（単価）

### 2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、上記には準備期間を含み、台東区へのクレジットカードの納品は5月1日までに行う。

### 3 調達するクレジットカードの要件

#### (1) バーチャルカードナンバーの発行

- ① VCN（バーチャルカードナンバー）を発行できること。カード番号は無制限に発行が可能なもので、発行の都度、利用回数・利用金額等の制限が設定可能であること。
- ② ①で発行されるカード番号は、複数の職員が使用可能であること。
- ③ ①で発行されるカード番号について、職員番号や任意の管理番号などを区別して付与することができ、区が付与した情報とともに利用明細をデータ形式で出力できる仕組みがあること。
- ④ ①で発行されるカード番号にかかる費用は、発行ごとの単価に基づくか、無料であること。（予定数量：200件）

#### (2) 現物のクレジットカードの発行

- ① 複数の職員が使用可能な現物のクレジットカードを発行できること。（予定数量：20枚）
- ② ①のカード名義は所属名など、任意で設定できること
- ③ 利用可能枠については、区と協議の上で決定すること。
- ④ 発行される現物のクレジットカードは、プリペイド式に扱るものでも可とする。

### 4 クレジットカード決済に関する利用明細及び請求

#### (1) 利用明細書及び請求書の作成

受託者は、人事課に対して、利用明細書及び請求書を作成し、取引内容を確認できるようにすること。利用明細書には「取引日」、「取引先」及び「取引金額」を記載すること。請求書は、利用したカードが複数あった場合でも1つにまとめること。

#### (2) クレジットカード利用料金の支払

支払いは1か月ごととし、受託者の請求に基づき支払うものとする。原則として締日は毎月末日とし、締日の翌日10日までに請求を行い、締日の翌月末を支払期日とすること。クレジットカード利用料金の支払方法は銀行振込とし、請求書に振込先の口座情報を記載すること。

(3) クレジットカード年会費の支払

年会費の支払については初月の利用に基づく請求と同時に支払うものとする。

5 その他

- (1) 受託者は、区のクレジットカード決済の利用について、適切なサポートを行うものとすること。
- (2) 区は業務効率化に向けて、契約内容の見直し及び改善策の検討を行うものとし、受託者は必要に応じて区に情報を提供するものとする。
- (3) 本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、区及び受託者双方の協議の上決定すること。

6 連絡先

台東区総務部人事課給与福利係 仲戸川  
電 話 03-5246-1062（直通）